

府中市 公園施設長寿命化計画

2024年2月

府中市 都市整備部 公園緑地課

1. 都市公園整備状況

(2023 年 3月31日時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
272	131.52 ha	5.07 m ²

2. 計画期間（西暦）〔 2024 年度～ 2033 年度（ 10 箇年）〕

3. 計画対象公園

①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
194	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	202

②選定理由

2019年12月に府中市公園施設長寿命化計画を策定してから4年が経過し、実際の健全度との乖離が目立つようになり、前計画では対象としていなかった施設についても老朽化が進行していることから、本計画では本市が所管する都市公園のうち、遊戯施設のある公園202箇所（街区公園194箇所、近隣公園8箇所）を対象とする。

4. 計画対象公園施設

①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
0	0	0	887	0	0	0

管理施設	災害応急対策施設	その他	合計
0	0	0	887

②これまでの維持管理状況

これまでの維持管理状況は、本市による維持保全（清掃、保守、修繕）と日常点検を行っていたが、令和5年4月1日より導入した指定管理者制度注1)により、一部の区域においては指定管理者により行っている。また清掃等は、本市や指定管理者によるものの他、地域住民や各種団体等による府中まちなかきさら（インフラ管理ボランティア制度）注2)の活動により行っている。

遊戯施設はこれらの管理に加え、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」及び社団法人 日本公園施設業協会（J P F A）が策定した「遊具の安全に関する規準 J P F A - S P - S : 2014」に基づき毎年1回の定期点検を実施している。

この定期点検により突発的な事故・破損を確認及び予測し、破損部の修復や消耗部品の交換等、施設の修繕を実施している。

注1) 樹木管理、施設管理等の複数業務を包括的に行う民間業者に委ねる制度
注2) 地域の道路や公園において、市民が自主的に清掃活動等を行う制度

備考）経過年数、これまでの維持管理状況、施設の劣化の可能性を記述

③選定理由

本市の公園は、開園年または直近の改修年から30年以上経過した公園が7割を占めている。計画的に補修若しくは更新を実施しない場合、10年後には8割強に達する見込みである。

計画対象公園施設については、遊戯施設の安全確保を優先とする考えから、本計画では遊戯施設を対象とし、公園施設の維持管理業務を効率的に行い、長期間利用可能となる公園を目指すことを目的とするため選定した。

5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要（個別施設の状態等）

点検調査は、2022年5月から2022年12月までの期間に実施した。

遊具は、「遊具の安全に関する規準（J P F A-S P-S：2014）」（一般財団法人日本公園施設業協会）を踏まえ、公園施設製品安全管理士、公園施設製品整備技士等の専門技術者若しくは同等の知識・経験を有すると認められる者が点検を行った。

「健全度判定」がD判定またはC判定の遊具が約4割あり、その中でD判定の遊具が10施設あった。

(施設)					
	健全度判定				備考
	A	B	C	D	
a. 遊具等 (887)	143	401	333	10	

備考) 点検調査実施時期・期間、点検調査方法、点検調査結果の概要（公園施設の健全度に関する全般的状況）を記述

6. 対策の優先順位の考え方

対策の優先順位は、5. で示した「健全度判定」及び「考慮すべき事項」から設定した「緊急度判定」に基づき以下のとおり設定した。

- ・緊急度「高」：「健全度判定」がDの施設
- ・緊急度「高」：「健全度判定」がCで「考慮すべき事項」として使用見込み期間が9割を超えている施設
- ・緊急度「中」：「健全度判定」がCで使用見込み期間が9割以下の施設
- ・緊急度「低」：「健全度判定」がAまたはBの施設

(施設)			
	緊急度判定		
	高	中	低
a. 遊具等 (887)	241	102	544

備考) 個別施設の健全度調査結果等に基づく緊急度判定の状況、考え方を記述

7. 対策内容と実施時期

①日常的な維持管理に関する基本的方針

維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検は、本市及び指定管理者により随時実施し、公園施設の機能の保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷を把握する。

公園施設の異常が発見された場合は、事故等を予防するため、場合により使用を中止する。また、この時点で健全度調査を実施し、補修若しくは更新を判定する。

清掃等は、本市及び指定管理者によるものの他、地域住民や各種団体等による府中まちなかきさら（インフラ管理ボランティア制度）の活動を推進する。

a. 遊具等

- ・ 日常点検及び年1回実施する定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
- ・ 施設の劣化や損傷を把握した場合、必要に応じて使用禁止の措置を行う。
- ・ 同年に実施する定期点検の結果を健全度調査として活用し、対象施設の補修若しくは更新を位置づけた上で措置を行う。

備考) 公園施設の種類に応じた日常点検や定期点検ごとの点検実施体制、点検方法などの基本的な方針を記述
なお、「遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-S）」の最新版を適用するものとする。

②公園施設の長寿命化のための基本方針

1. 予防保全型に分類した施設

a. 遊具等

- ・ 日常点検及び年1回実施する定期点検により、施設の劣化及び損傷を把握する。
- ・ 点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、消耗材の交換等を行う他、必要に応じて使用禁止の措置を行う。
- ・ 定期点検の結果を健全度調査として活用し、施設の補修、若しくは更新を位置づけた上で措置を行う。
- ・ 使用見込み期間について、処分制限期間が20年未満の施設は、処分制限期間の2.4倍、20年以上40年未満の施設は、処分制限期間の1.8倍、処分制限期間が40年以上の施設は、処分制限期間の1.2倍として設定する。

2. 事後保全型に分類した施設

- ・ 年1回実施する定期点検での施設の劣化及び損傷を把握し、公園施設の機能の保全と安全性を維持する。
- ・ 日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、施設の更新を行う。
- ・ 使用見込み期間について、処分制限期間が20年未満の施設は、処分制限期間の2倍、20年以上40年未満の施設は、処分制限期間の1.5倍、処分制限期間が40年以上の施設は、処分制限期間の1倍として設定する。

備考) 点検調査により把握した健全度を踏まえた、公園施設長寿命化のための基本的な方針を記述（次回の点検・診断、修繕・補修・更新、その他必要な対策について、講ずる措置の内容や実施時期を記述）

8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期など

※ 別添「公園施設長寿命化計画調書」（様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式3「公園施設種類別現況」）による

9. 対策費用

①概算費用合計（10年間）【②+③】	773,271 千円
②予防保全型施設の概算費用合計（10年間）	587,242 千円
③事後保全型施設の概算費用合計（10年間）	186,029 千円
④単年度あたりの概算費用【①/10】	77,327 千円

備考）計画期間の概算費用（千円）を記述（様式1、様式2との整合に留意）。

10. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

今回長寿命化計画を策定した公園における10年間でのライフサイクルコストの縮減額は0千円である。

備考）ライフサイクルコストの縮減額などを記述

11. 計画の見直し予定

①計画の見直し予定年度（西暦）：〔 2028 年度〕

②見直し時期、見直しの考え方など

施設の維持管理を適切に遂行するためには、適宜計画の補完・修正が重要である。特に、計画策定から期間が経過すると、長寿命化計画で定めた劣化状況や設置状況等が著しく乖離して、計画を適切に運用することができない。そのためにも、長寿命化計画の実施内容は、実際に行った維持管理や最新の劣化状況等を踏まえて、5年を目安に適宜補完・見直しを行う。